

令和8年9月1日

一宮市公職選挙管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市選挙管理委員会
委員長 高井 光信

一宮市選管規程第2号

一宮市公職選挙管理規程の一部を改正する規程
一宮市公職選挙管理規程(昭和44年一宮市選管規程第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第8条関係) 【別記 参照】 別表第5(第37条関係) 1 選挙運動に従事する者1人に対して支給 することができる実費弁償の額 ア・イ 略 ウ 略 エ 宿泊料(食事料2食分を含む。) 1夜に つき <u>12,000円</u> オ 弁当料 1食につき <u>1,000円</u> 1日に つき <u>3,000円</u> カ 茶菓料 1日につき <u>500円</u> 2 略 3 選挙運動のために使用する労務者1人に 対し支給することができる実費弁償の額 ア 鉄道賃、船賃 <u> </u> 及び車賃 <u>第1</u> <u>号アからウまでに掲げる額</u> イ 宿泊料(食事料を含まない。)1夜につ き <u>10,000円</u> 別表第6(第37条関係) 1 選挙運動のために使用する事務員1人に 対し支給することができる報酬の額 1日 につき <u>10,000円</u> 2 専ら法第141条第1項の規定により選挙運 動のために使用される自動車又は船舶の 上における選挙運動のために使用する者、 専ら手話通訳のために使用する者及び専	別表第1(第8条関係) 【別記 参照】 別表第5(第37条関係) 1 略 ア・イ 略 ウ <u>航空賃 航空旅行について、路程に応</u> <u>じ旅客運賃等により算出した実費額</u> エ 略 オ 宿泊料(食事料2食分を含む。) 1夜に つき <u>23,000円</u> カ 弁当料 1食につき <u>1,500円</u> 1日に つき <u>4,500円</u> キ 茶菓料 1日につき <u>1,000円</u> 2 略 3 略 ア 鉄道賃、船賃、 <u>航空賃</u> 及び車賃 <u>第1</u> <u>号アからエまでに掲げる額</u> イ 宿泊料(食事料を含まない。)1夜につ き <u>20,000円</u> 別表第6(第37条関係) 1 選挙運動のために使用する事務員1人に 対し支給することができる報酬の額 1日 につき <u>15,000円</u> 2 専ら法第141条第1項の規定により選挙運 動のために使用される自動車又は船舶の 上における選挙運動のために使用する者、 専ら手話通訳のために使用する者及び専

ら要約筆記のために使用する者1人に対し 支給することができる報酬の額 1日につ き15,000円	ら要約筆記のために使用する者1人に対し 支給することができる報酬の額 1日につ き20,000円
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

投票区	区域
略	
浅井投票区	浅井町(大日比野、前野、河端(浅井南投票区に属する区域を除く。)、小日比野に限る。)
浅井南投票区	浅井町(西海戸、西浅井、河端(字柳下(8番地、26番地、37～38番地に限る。))に限る。)、江森、東浅井に限る。)
略	

改正案

投票区	区域
略	
浅井投票区	浅井町(大日比野、前野_____、小日比野に限る。)
浅井南投票区	浅井町(西海戸、西浅井、河端_____,江森、東浅井に限る。)
略	

付 則

この規程は、公布の日から施行する。